

議案第 83 号

山都町火入れに関する条例の一部改正について

山都町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

気象発表で用いられていない用語等を改めるため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町火入れに関する条例の一部を改正する条例

山都町火入れに関する条例（平成17年山都町条例第124号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合に」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたとき」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたときは」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（様式第1号及び様式第2号 別葉）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

火 入 れ 許 可 申 請 書		年 月 日	合 議
山都町長 様		申請者 住所 山都町	消 防 担 当
		氏名	
下記のとおり火入れを行いたいので許可されたく、山都町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。			
火 入 地	所在地	山都町 字 番地	
	所有者 (管理者)		
	地種区分	保安林( )、普通林、原野、その他( )	
	所有区分	国有地( )、公有地( )、私有地(個人)	
	面積	総面積 ヘクタール	
火入期間		年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
火入目的		1地ごしらえ 2開墾 3害虫駆除 4焼畑 5採草地改良	
火入方法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、 計 人	
	防火帯	延長 メートル、幅員 メートル	
	器具	鉞 鎌 スコップ チェーンソー 火たたき 水のう付手動ポンプ	
火入責任者			
備 考			

※ 位置図、誓約書(別紙)等を添付すること。

(別紙)

誓 約 書

山都町 字 番地の林野等の火入れに当たっては、火入れ当日、関係者は必ず参加し、出火がないよう万全を期するとともに、万一出火による損害等が生じた際には、その責任は申請者にて負うべく誓約書を提出いたします。

なお、火入れは許可日の日の出後に着手し、日没までには終わるようにします。

年 月 日

山都町 番地

責任者氏名

山都町長 様



山都町火入れに関する条例(平成17年条例第124号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合に</u> _____は、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには</u> _____、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたときは</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

火 入 れ 許 可 申 請 書		年 月 日	合 議 消 防 担 当
山都町長 様		申請者 住所 山都町 氏名	
下記のとおりに火入れを行いたいのので許可されたく、山都町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。			
火 入 地	所 在 地	山都町 字 番地	
	所 有 者 (管理者)		
	地 種 区 分	保安林( )、普通林、原野、その他( )	
	所 有 区 分	国有地( )、公有地( )、私有地(個人)	
	面 積	総面積 へクタール	
火 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
火 入 目 的	1地ごしらえ 2開墾 3害虫駆除 4焼畑 5採草地改良		
火 入 方 法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、 計 人	
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル	
	器 具	鉋 鎌 スコップ チェーンソー 火たたき 水のう付手動ポンプ	
火入責任者			
備 考			

※ 位置図、誓約書(別紙)等を添付すること。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

火 入 れ 許 可 申 請 書		年 月 日	合 議 消 防 担 当
山都町長 様		申請者 住所 山都町 氏名	
下記のとおりに火入れを行いたいのので許可されたく、山都町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。			
火 入 地	所 在 地	山都町 字 番地	
	所 有 者 (管理者)		
	地 種 区 分	保安林( )、普通林、原野、その他( )	
	所 有 区 分	国有地( )、公有地( )、私有地(個人)	
	面 積	総面積 へクタール	
火 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
火 入 目 的	1地ごしらえ 2開墾 3害虫駆除 4焼畑 5採草地改良		
火 入 方 法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、 計 人	
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル	
	器 具	鉋 鎌 スコップ チェーンソー 火たたき 水のう付手動ポンプ	
火入責任者			
備 考			

※ 位置図、誓約書(別紙)等を添付すること。

(別紙)

管 約 書

山都町 字 番地の林野等火入れに当たりまして、火入れ当日は関係者は必ず出火し、厳守警戒注意いたしまして出火なきを期するとともに万一失火による不都合惹起しました節は、町当局に迷惑をかけず、その責任は申請者にて負うべく誓約書を提出いたします。

なお、火入れは許可日の日の出後に着手し、日没までには終わるようにします。

年 月 日

山都町 番地  
責任者氏名 印

山都町長 様

(別紙)

管 約 書

山都町 字 番地の林野等の火入れに当たっては、火入れ当日、関係者は必ず参加し、出火がないよう万全を期するとともに、万一出火による損害等が生じた際には、その責任は申請者にて負うべく誓約書を提出いたします。

なお、火入れは許可日の日の出後に着手し、日没までには終わるようにします。

年 月 日

山都町 番地  
責任者氏名 ー

山都町長 様

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

火 入 許 可 証	
許可番号	号
年 月 日	
申請者	様
山都町長	
年 月 日申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火入場所	
面積	総面積                      ヘクタール
目的	
期間	年 月 日から                      年 月 日まで( 日間)
火入責任者	
指示事項	<p>1 山都町火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定に違反しないこと。</p> <p>ア 火入境界に防火具を携行する番人を配置し、境界周囲6m以上の防火帯を設け、立木等可燃物を除去し延焼のないよう設備する。</p> <p>イ <u>強風及び乾燥警報発令時は絶対火入れを行わないこと。</u>また火入れを行う場合は、その前日までに電話等により町長、消防署及び最寄りの消防分団長に連絡のこと。</p> <p>2 森林法第22条の規定に基づき、接近している立竹木の所有者又は管理者に行う通知は、火入れをする日の10日前までに書面をもって行うこと。</p> <p>3 現地との連絡体制が申請時と変わった場合は、火入れ日前に山都町長に届けること。</p>
備考	<p>1 森林法第21条及び第22条以外の条項、自然環境保全法、自然公園法、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>、消防法並びに上益城消防組合火災予防条例の関係規定に違反しないよう注意すること。</p> <p>2 許可後において、状況の変化があった場合には、中止等の指示をすることがある。</p> <p>3 山都町火入れに関する条例を厳守すること。</p>

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

火 入 許 可 証	
許可番号	号
年 月 日	
申請者	様
山都町長	
年 月 日申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。	
火入場所	
面積	総面積                      ヘクタール
目的	
期間	年 月 日から                      年 月 日まで( 日間)
火入責任者	
指示事項	<p>1 山都町火入れに関する条例第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定に違反しないこと。</p> <p>ア 火入境界に防火具を携行する番人を配置し、境界周囲6m以上の防火帯を設け、立木等可燃物を除去し延焼のないよう設備する。</p> <p>イ <u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたときは火入れを行わないこと。</u>また火入れを行う場合は、その前日までに電話等により町長、消防署及び最寄りの消防分団長に連絡のこと。</p> <p>2 森林法第22条の規定に基づき、接近している立竹木の所有者又は管理者に行う通知は、火入れをする日の10日前までに書面をもって行うこと。</p> <p>3 現地との連絡体制が申請時と変わった場合は、火入れ日前に町長に届けること。</p>
備考	<p>1 森林法第21条及び第22条以外の条項、自然環境保全法、自然公園法、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>、消防法並びに上益城消防組合火災予防条例の関係規定に違反しないよう注意すること。</p> <p>2 許可後において、状況の変化があった場合には、中止等の指示をすることがある。</p> <p>3 山都町火入れに関する条例を厳守すること。</p>